

しながわ生活応援事業 配偶者等からの暴力を理由とした避難をされている皆様へ

「しながわ生活応援事業」では、基準日（令和8年1月1日）に品川区に住民登録がある方を配布対象としていますが、基準日以前より配偶者からの暴力を理由に品川区内に避難しているが、諸事情により基準日までに住民票を異動することができなかった方は、申出書を提出いただくことで、避難先住所でギフトカードを受け取ることができます。

提出方法：郵送（特定記録、簡易書留その他送付記録が確認できる方法により送付ください。）

提出書類：下記必要書類をA4サイズ用の紙にコピーしてご提出ください。

- ①申出書（本案内文の2ページ目を印刷してご記入ください。）
 - ②本人確認書類
 - ③品川区の居住実態を確認する書類（次のいずれか）
 - ・令和8年1月以前の消印と令和8年1月2日以降の消印がある申出人あての郵便物の両方
 - ・令和7年12月分以前の請求書と令和8年1月分の請求書の両方
 - ・保護団体が発行する施設入所証明書など
 - ④配偶者等からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（次のいずれか）
 - ・裁判所の保護命令（謄本または正本）
 - ・婦人相談所、配偶者暴力相談センター、区市町村等が発行する証明書・確認書
- ※「申出書」は、配偶者等からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
※同伴者がいる場合は、同伴者についても申出書に記載されていることが必要です。

郵送先：〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-3 品川区地域活動課 しながわ生活応援担当

提出期限：令和8年6月1日（月）必着

申出書の提出後、申出者および同伴者が給付対象者として認められた場合は、ご記入いただいた現在生活拠点としていている居所にギフトカードを郵送にて送付いたします。

問合せ：品川区地域活動課 しながわ生活応援担当 電話：03-5498-6345

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日を除く）

【しながわ生活応援事業】ギフトカード受給に係る配偶者等からの暴力を理由に避難している旨の申出書

品川区長 あて

私は、令和8年1月1日において、品川区以外の区市町村に住居登録されているが、配偶者等からの暴力を理由に避難しており、品川区に居所を有しています。

生活拠点が品川区内にあることを品川区長に申出するとともに、ギフトカードの給付を希望します。

_____年 月 日

(フリガナ) 氏名		生年月日 (西暦)	現在生活拠点としていている居所
申出者 (給付対象者)		年 月 日	品川区
同伴者 (給付対象者)		年 月 日	電話番号 (不備があったときに連絡が必要となりますのでご記入ください。)
同伴者 (給付対象者)		年 月 日	()
同伴者 (給付対象者)		年 月 日	令和8年1月1日現在の申出者および同伴者の 住民基本台帳に記録されている住所
品川区の居住実態を証明する書類		1. 申出人あての郵便物 2. 公共料金等の請求書 3. その他(保護施設等の入所証明書等)	添付書類が必要です。
配偶者等からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類		1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行	添付書類が必要です。

●申出は、基準日(令和8年1月1日)以前より配偶者等からの暴力を理由に避難しているが、諸事情により基準日までに住民票を異動することができなかった方が行うことができます。

●太枠内を記入してください。

●同伴者欄には、基準日時時点で住民票に記載されている住所が申出者と同一で、現に申出者と生計を一にしている者について記入してください。

●「品川区の居住実態を証明する書類」欄は、該当する番号に○をつけ、居住実態が確認できる書類を提出してください。

添付書類

- 1については、令和8年1月1日以前の消印と令和8年1月2日以降の消印がある申出人あての郵便物の両方
2については、令和7年12月分以前の請求書と令和8年1月分の請求書の両方
3については、保護団体が発行する施設入所証明書など

●「配偶者等からの暴力を理由に避難していることに関連して受けている措置等の種類」欄は、該当する番号に○をつけ、措置等を受けていることが確認できる添付書類を提出してください。

添付書類

- 1については、裁判所の保護命令決定書の謄本または正本
2については、婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター・区市町村等が発行する証明書・確認書

●提出先

〒141-0033 東京都品川区西品川1-28-3
品川区役所 地域振興部 地域活動課 しながわ生活応援担当

●申出書の提出後、申出者および同伴者が給付対象者として認められた場合は、ご記入いただいた現在生活拠点としていている居所にギフトカードを送付いたします。

●ご不明な点は、しながわ生活応援担当までお問い合わせください。
TEL 03-5498-6345(直通) 祝日、年末年始を除く 月～金曜日 8:30～17:00

●ご記入いただいた情報は、その他の目的では使用しません。

※品川区記入欄

受付日	該当する事例	備考
	1. 裁判所の保護命令 2. 婦人相談所等による証明書発行	

(品川住基なし)